一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、より働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和 ２年 ７月 １日 ～ 令和 ７年 ６月 30 日までの５年間

２．内容

目標１：計画期間内に育児休業等の取り組み状況等を次の水準以上にする 男性職員：１名以上取得すること・女性職員：取得率 100％

＜対策＞

●令和２年　７月～　　継続して職員へ育児休業に関する制度等の周知をする
●令和５年　４月　　男性職員が取得しやすい環境づくりに取り組む

目標２：育児休業中、及び育児休業取得後の業務内容、業務体制を整える

＜対策＞

●令和２年 10 月～　　各事業所の状況把握、体制確認
●令和２年 11 月～　　体制案の検討
●令和２年 12 月～　　体制調整
●令和３年　４月～　　実施

目標３：年次有給休暇の取得を促進するための計画を作成し、取得実績を向上する

＜対策＞

●令和２年　７月～　　継続して年次有給休暇の取得状況の調査を実施する
●令和２年　８月～　　計画的な取得について協議する
●令和２年 10 月～　　各施設において有休休暇取得計画を作成
●令和２年 12 月～　　取得状況を検証し、計画の見直し等を行う